

附則

(実施期日)

本約款は平成11年4月1日から施行します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月5日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年3月5日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月15日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

8M コース	24M コース
30M コース	40M コース

(実施期日)

この改正規定は、平成21年6月12日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年1月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年5月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第1種定期契約【地デジ・BSパック(1年契約)】	第1種定期契約【J:COM TV My style(1年契約)】
--------------------------	----------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年12月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月24日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年3月24日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月10日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

(経過措置)

この「大学生協 NET 学割4年キャンペーン」は平成24年2月15日から、平成24年4月15日までに、本約款の160Mコースおよび無線ホームLANサービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成24年4月30日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して48ヶ月間は月額料金額について、2,881円(税込3,111円)を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす加入者に限り適用します。

- (1) 当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの
- (2) 当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの
- (2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの
- (3) 当社に登録されていない大学の生徒
- (4) 当社が定める、契約者グループを設定して提供するサービスの提供を受けているもの
- (5) インターネット接続サービスの設置先が共同住宅および集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの以外の世帯)

4 当社は、本キャンペーンの適用から2年間に途中で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部若しくは全部を解約した場合に本キャンペーンの解除料13,333円(税込14,399円)を請求します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。但し、第24条(利用の制限)第5項に定める規定は、平成24年4月16日以降準備出来次第実施します。

(実施期日)

この約款は、平成24年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置1)

本改正規定より前に実施されている附則においては、「無線ホームLAN」は、「J:COM ホームWi-Fi」と読み替えるものとします。

(経過措置2)

この「J:COM 学割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成24年12月31日までに、本約款に定める160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成25年2月1日から平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から平成29年3月31日までは月額利用料を3,619円(税込3,908円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 平成25年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Room 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所がJ:COM In My Room 対応物件になる場合はJ:COM In My Room 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。

(3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料6,000円(税込6,480円)を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM In My Roomのインターネット対応物件となる場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この約款は、平成25年1月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結しているインターネット接続サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供するインターネット接続サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社のインターネット接続サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月19日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

(経過措置)

第1条 (適用)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成25年5月6日までに本キャンペーンの申込みがあり、平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象局	対象サービス	減額料金	適用期間	
大阪局、堺局、かわち局、りんくう局、和泉・泉大津局、和歌山局、宝塚川西局、北摂局、神戸芦屋局	本約款の第3種定期契約	952円	12ヶ月	
	本約款の第4種定期契約	(税込 1,028円)		
	本約款の第6種定期契約	※このキャンペーンの申込みと同時に初めて J:COM に加入される方は 1,904.8円 (税込 2,057円)		
		本約款の第5種定期契約	952円	6ヶ月
		本約款の第9種定期契約	(税込 1,028円)	
		電話サービス契約約款に定める第7種定期契約	952円 (税込 1,028円)	3ヶ月
		プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約		
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約			
	電話サービス契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952円 (税込 1,028円)	6ヶ月	

	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約およびJ:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
	本約款の第11種定期契約に定める40Mコースまたは160Mコース	952円 (税込 1,028円)	9ヶ月
	本約款の第12種定期契約に定める40Mコースまたは160Mコース		
神戸三木局、南大阪局、大阪セントラル局、北河内局、京都みやびじょん局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局	本約款の第3種定期契約	952円	12ヶ月
	本約款の第4種定期契約	(税込 1,028円)	
	本約款の第6種定期契約	※このキャンペーンの申込みと同時に初めて J:COM に加入される方は 1,904.8円 (税込 2,057円)	
	本約款の第5種定期契約	952円	6ヶ月
	本約款の第9種定期契約	(税込 1,028円)	
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約	952円 (税込 1,028円)	3ヶ月
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約		
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約およびJ:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952円 (税込 1,028円)	6ヶ月
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
	本約款の第11種定期契約に定める40Mコースまたは160Mコース	952円 (税込 1,028円)	9ヶ月

	本約款の第12種定期契約に定める40M コースまたは160Mコース		
--	--------------------------------------	--	--

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みであること
- (4) 平成25年5月31日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置1)

この「J:COM 学割キャンペーン NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、本約款に定める160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、月額利用料を3,619円(税込3,908円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申し込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者

(2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料6,000円(税込6,480円)を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(経過措置2)

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、TVサービス加入契約約款に定めるJ:COM TV スタンダードサービス契約者(高機能型STBタイプIVの提供を受ける契約者に限ります。)から、本約款に定める160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、月額利用料を3,619円(税込3,908円)とします。

- 2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。
- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
 - (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
 - (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申し込みには法定代理人の同意が得られること
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
 - (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
 - (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
- 4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で160MコースおよびJ:COMホームWi-Fiサービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料6,000円（税込6,480円）を請求します。
- 5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
- 6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第3種定期契約もしくは第4種定期契約(お得プラン)または、第5種定期契約もしくは第9種定期契約(パック)、第11種定期契約もしくは第12種定期契約(セレクト、コースIおよび12Mコースを除きます)、第13種定期契約もしくは第14種定期契約(スマートお得プランEX)、第15種定期契約(In My Room スマートお得プランEX)、第17種定期契約もしくは第18種定期契約(スマートセレクトEX)、第19種定期契約もしくは第20種定期契約(スマートお得プラン)、第21種定期契約(In My Room スマートお得プラン)、第22種定期契約もしくは第23種定期契約(スマートセレクト、12Mコースを除きます)、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくはJ:COM PHONE プラスサービス約款に定める第7種定期契約(In My Room NET パック)、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくはJ:COM PHONE プラスサービス約款に定める第7種定期契約(In My Room NET パック)およびJ:COM TV サービス約款に定めるJ:COM TV デジタルサービスに申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料から下表に定める額を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

(1) 本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス(本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス)を利用されていない場合

定期契約名	適用期間	減額
お得プラン	12ヶ月	1,905円(税込2,057円)
スマートお得プラン	12ヶ月	1,905円(税込2,057円)
スマートお得プランEX	12ヶ月	1,905円(税込2,057円)
In My Room スマートお得プラン	12ヶ月	1,905円(税込2,057円)
In My Room スマートお得プランEX	12ヶ月	1,905円(税込2,057円)
セレクト(40Mコース)	9ヶ月	952円(税込1,028円)
セレクト(160Mコース)	6ヶ月	1,905円(税込2,057円)
スマートセレクト(40Mコース)	9ヶ月	952円(税込1,028円)

(2024年9月30日までにご契約のお客さま)

スマートセレクト (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト EX	9 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
パック	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約 (In My Room NET パック)	3 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約 (In My Room NET パック) および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)

(2) 1号に規定する以外

定期契約名	適用期間	減額
お得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートお得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートお得プラン EX	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
In My Room スマートお得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
In My Room スマートお得プラン EX	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
J:COM TV My style NEXT (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
J:COM TV My style NEXT (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートセレクト (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト EX	9 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
パック	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
プライマリ電話サービス約款に定める第 7 種定期契約もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約	3 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
プライマリ電話サービス約款に定める第 7 種定期契約もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(2024年9月30日までにご契約のお客さま)

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
 - (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
 - (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みである場合
 - (4) 平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本規定に定める無い事項は全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(実施期日)

平成27年1月23日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月9日から実施します。

(実施期日)

平成27年2月27日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成27年3月17日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成27年3月23日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成27年4月1日から準備ができ次第、実施します。

(蓄電池サービスに関する経過措置)

第1条 提供条件

当社は、この改正規定の日から別途当社が定める期間、次の条件を全て満たす加入者について、当社の請求額から1,910円(税込2,062円)を毎月割り引きます。

- (1) 当社が定める集合住宅以外の世帯であること
- (2) 40Mコース、100Mコース、160Mコースに現に加入している、もしくは(3)への申込みと同時に加入申込みを行う者
- (3) ONE エネルギー株式会社が提供する蓄電システムレンタルサービス(以下「蓄電池サービス」といいます)に新規加入申込みをする者

第2条 割引の継続条件

当社は、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当しない限り、割引を継続します。ただし、この条件により割引期間の終了を回避するものではありません。

- (1) 当社サービス(J:COM NET 以外のサービスも含みます)への支払いについて、滞納があった場合
- (2) ONE エネルギー株式会社への支払いについて、滞納があった場合

第3条 割引の終了

当社は、別に定める期間を終了した場合に、この割引を終了します。また、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当する場合も、この割引を終了します。

- (1) J:COM NET サービスの解約もしくは解除を行う場合または、第1条第1号に該当しない J:COM NET サービスに変更した場合
- (2) 蓄電池サービスを解約した場合
- (3) 加入者が転居した場合

2 本割引サービスは、当社の都合により、サービスを中止する事があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月27日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月26日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月11日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月29日から実施します。ただし、料金表に定める定期契約の内、第29種定期契約および第30種定期契約、第31種定期契約は、平成27年11月1日より実施とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年1月6日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月19日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月15日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、既に以下のコースの契約をしている場合、現行のコースへの変更には機器の交換が必要になる場合があります。

- (1) 旧40Mコースから120Mコースへの変更
- (2) 旧100Mコースおよび160Mコースから320Mコースへの変更

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月27日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年2月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成31年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成31年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税込2,057円)とします。

(2) 第7条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年11月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成33年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成33年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税別)とします。

(2) 第7条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

ただし、2019年6月30日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年8月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月19日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2023年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税込2,095円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税込2,095円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年12月1日から実施します。

(改定料金プランへの移行に関する特約について)

当社は、この改定規定により、「インターネット接続サービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。(以下、この特約のことを「移行特約」といいます。)

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第27条の2第4項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2023年4月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	料金額
320M コース	1,905 円 (税込 2,095 円)

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに 320M コースへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

(1) 既に、この改正規定の実施日より前に J:COM TV サービス加入契約約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス契約約款の附則 2023年4月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。

(2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。

(3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

(実施期日)

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年11月1日から実施します。

この改正規定の実施により、以下の通り高機能Wi-Fi モデムおよびPod の名称を変更します。

変更前の名称	変更後の名称
高機能 Wi-Fi モデム	高機能 Wi-Fi
Pod	メッシュ Wi-Fi 端末

(実施期日)

この改正規定は、2026年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。